

厚生食監発 0326 第 5 号  
令和 6 年 3 月 26 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 密封包装食品製造業の許可の対象から除外される食品について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 179 号)により規則第 66 条の 10 に追加された「厚生労働省令で定める食品」の範囲については、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和 3 年 11 月 18 日付け生食発 1118 第 1 号) の別添によりお知らせしていたところです。

今般、密封包装食品製造業の許可の対象から除外される食品の追加要請手続きについて(令和 5 年 1 月 19 日付け薬生食監発 0119 第 3 号) に基づき、事業者団体からそば米(そばの実を塩水で煮沸後に脱穀、水洗いし乾燥させたもの)について除外要請がなされ、当該品については、「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれがないこと」を確認し、かつその流通実態や製造方法から、既存のそばの実の範囲で取り扱うことで差し支えないこととしたので、その運用に遺漏無きよう取り計らわれるようお願いいたします。